

## 倉吉市測量等業務における予定価格等の設定に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市が発注する測量等業務の競争入札及び随意契約について、倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号。以下「規則」という。）第109条に規定する予定価格及び規則第111条に規定する最低制限価格の設定に当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「測量等業務」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に係る測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の各業務をいう。

### (予定価格の設定方法)

第3条 測量等業務の請負契約（以下「契約」という。）に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）の予定価格は、当該測量等業務の設計価格とする。

2 競争入札の予定価格は、当該測量等業務の起業の時に設定するものとする。

### (最低制限価格の設定方法)

第4条 競争入札の最低制限価格は、別表1に掲げる業務区分に応じ、同表の算出基礎額に定める額（千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が、別表2に掲げる業務区分に応じ、当該予定価格に同表の最低制限価格の範囲上限で定める率（「上限率」）を乗じて得た額を超える場合にあっては当該予定価格に上限率を乗じて得た額とし、当該予定価格に同表の最低制限価格の範囲下限で定める率（下限率）を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該予定価格に下限率を乗じて得た額とする。

2 競争入札の最低制限価格は、当該競争入札の執行の時までに設定し、当該競争入札の予定価格を記載した書面に記載するものとする。

### (最低制限価格の設定権者)

第5条 最低制限価格を設定する権限を有する者は、倉吉市事務代決及び専決規程（昭和47年倉吉市訓令第10号）第7条の規定により当該競争入札の予定価格を設定する権限を有する者とする。

### (指名競争入札の予定価格等)

第6条 第3条から前条までの規定は、規則第117条において準用する指名競争入札の予定価格及び最低制限価格の設定について準用する。

### (随意契約の予定価格)

第7条 第3条の規定は、規則第120条において準用する随意契約の予定価格の設定について準用する。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、予定価格及び最低制限価格の設定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に契約に係る入札の公告又は入札若しくは随意契約の通知をしている測量等業務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に契約に係る入札の公告又は入札若しくは随意契約の通知をしている測量等業務については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に契約に係る入札の公告又は入札若しくは随意契約の通知をしている測量等業務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に契約に係る入札の公告又は入札若しくは随意契約の通知をしている測量等業務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に契約に係る入札の公告又は入札若しくは随意契約の通知をしている測量等業務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に契約に係る入札の公告又は入札若しくは随意契約の通知をしている測量等業務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に契約に係る入札の公告又は入札若しくは随意契約の通知をしている測量等業務については、なお従前の例による。

別表 1（第 4 条関係）

| 業務区分                            | 算出基礎額                                                                                                                                                           |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 測量業務                            | <p>予定価格の算出の基礎となった額のうち次に掲げる額の合計額</p> <p>（１）直接測量費の額</p> <p>（２）測量調査費の額</p> <p>（３）諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額</p>                                                        |
| 建築関係建設コンサルタント業務                 | <p>予定価格の算出の基礎となった額のうち次に掲げる額の合計額</p> <p>（１）直接人件費の額</p> <p>（２）特別経費の額</p> <p>（３）技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額</p> <p>（４）諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額</p>                     |
| 土木関係建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いないもの） | <p>予定価格の算出の基礎となった額のうち次に掲げる額の合計額</p> <p>（１）直接人件費の額</p> <p>（２）直接経費の額</p> <p>（３）その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額</p> <p>（４）一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額</p>                   |
| 土木関係建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるもの）  | <p>予定価格の算出の基礎となった額のうち次に掲げる額の合計額</p> <p>（１）直接人件費の額</p> <p>（２）直接経費の額</p> <p>（３）技術経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額</p> <p>（４）諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額</p>                       |
| 地質調査業務                          | <p>予定価格の算出の基礎となった額のうち次に掲げる額の合計額</p> <p>（１）直接調査費の額</p> <p>（２）間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額</p> <p>（３）解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額</p> <p>（４）諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額</p> |
| 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いないもの）   | <p>予定価格の算出の基礎となった額のうち次に掲げる額の合計額</p> <p>（１）直接人件費の額</p> <p>（２）直接経費の額</p> <p>（３）その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額</p> <p>（４）一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額</p>                   |
| 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるもの）    | <p>予定価格の算出の基礎となった額のうち次に掲げる額の合計額</p> <p>（１）直接人件費の額</p> <p>（２）直接経費の額</p> <p>（３）技術経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額</p> <p>（４）諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額</p>                       |

別表 2（第 4 条関係）

| 業務区分                            | 最低制限価格の範囲 |      |
|---------------------------------|-----------|------|
|                                 | 上限        | 下限   |
| 測量業務                            | 10分の8.2   | 3分の2 |
| 建築関係建設コンサルタント業務                 | 10分の8.1   | 3分の2 |
| 土木関係建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いないもの） | 10分の8.1   | 3分の2 |
| 土木関係建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるもの）  | 10分の8.1   | 3分の2 |
| 地質調査業務                          | 10分の8.5   | 3分の2 |
| 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いないもの）   | 10分の8.1   | 3分の2 |
| 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるもの）    | 10分の8.1   | 3分の2 |